（型式指定に係る変更の届出等）

第四十三条の二の十　指定製造者等は、第四十三条の二の八第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定容器等の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3　原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定容器等については、取消しの効力は及ばないものとする。

4　第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（型式指定通知書等の交付）

第四十三条の二の十一　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の二十六の三第一項の規定による型式指定を行った場合　型式設計特定容器等指定通知書

二　第四十三条の二の九第一項の規定による承認を行った場合　型式設計特定容器等変更承認通知書

三　法第四十三条の二十六の三第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合　型式設計特定容器等指定取消通知書

（品質保証の実施の記録の保存）

第四十三条の二の十二　指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（指定番号等の告示）

第四十三条の二の十三　原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　指定の番号

二　特定容器等の種類

三　特定容器等の名称及び型式

四　型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件

五　製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　主たる製造工場の名称及び所在地

2　原子力規制委員会は、第四十三条の二の九第一項の変更が、第四十三条の二の八第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　原子力規制委員会は、第四十三条の二の十第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

第四十三条の十三第六号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　使用済燃料が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

十　使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者については五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

第四十三条の十三第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「（使用済燃料の貯蔵に及ぼす支障が軽微なものを除く。）があったとき」を「があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三　使用済燃料貯蔵施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、使用済燃料等の崩壊熱を除去する機能若しくは使用済燃料貯蔵施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。

四　使用済燃料貯蔵施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

第四十九条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

別記様式第三裏面中「試験のために必要な」を「試験のため必要な」に改め、「と、同条第７項中「前項第１号」とあるのは「第43条の20第６項において準用する前項第１号」と、同条第８項中「第６項」とあるのは「第43条の20第６項において準用する第６項」」を削り、「第37条第６項」の下に「、第43条の３の24第６項」を加える。

別記様式第三の二裏面中「第43条の２第２項」の下に「、第43条の３の27第２項」を加える。

別記様式第四表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第６項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定（都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の４第１項、第28条の２第１項若しくは第43条の３の13第１項、第43条の10第１項、第46条の２第１項、第51条の９第１項若しくは第55条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第16条の２第１項、第16条の３第１項、第16条の４第１項、第16条の５第１項、第22条第５項、第27条第１項、第28条第１項、第28条の２第１項、第29条第１項、第37条第５項、第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第43条の３の15第１項、第43条の３の16第１項、第43条の３の24第５項、第43条の３の31第１項、第43条の８第１項、第43条の９第１項、第43条の10第１項、第43条の11第